

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 3 月 29 日

全国健康保険協会高知支部
支部長 内原 茂

1. 調達内容

(1) 調達件名

清掃業務委託

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 7 月 7 日

(4) 見積競争方法

日常清掃は週 1 回（予定回数 10 回）とし、1 回あたりの単価を乗じた金額の他、業務に必要なすべての費用の総価をもって見積競争に付する。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 主たる事務所を高知県内に有すること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書配布場所、見積書の提出先および問い合わせ先

〒780-8501 高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 7 階

全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：坂本

TEL 088-820-6012

(2) 見積書等の提出方法及び提出期限

提出方法 郵送または持参による

日 時 令和 5 年 4 月 12 日 14 時 00 分

※ 郵送の場合も上記日時までに必着とする。

(3) 添付書

①直近 1 年分（令和 4 年 1 月分～令和 4 年 12 月分）の社会保険料領収済額通知書の写しなど保険料を納付済みであることが確認できる書類及び保険料納付に係る申立書（別紙 1）

②全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書（別紙 2）

③暴力団等排除の誓約書（別紙 3）

4. その他

(1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会高知支部宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 契約決定となるべき同額の見積書を提出したものが 2 者以上あるときは、別途電話にて連絡し、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 決定業者には別途連絡することとし、業務履行開始までに日程等の打ち合わせを担当者を行うものとする。

(5) 契約書の作成 要

以上、公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7）前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。